

仙台市 産後ケア事業 のご案内

仙台市では、産後のお母さんを対象に、助産師による育児相談(授乳や沐浴など)や休息ができ、安心して子育てができるようサポートする「産後ケア」を実施しています。

産後ケア事業の利用を希望する方はどなたでも利用できます

対象となる方

利用時に仙台市に住所のある産後12か月未満の産婦とその乳児

※早産(妊娠37週未満)の場合は、修正月齢で12か月未満まで利用できます。

※以下に該当する場合は利用できません。

- ①母子のいずれかが感染症にかかっている
- ②母親に入院治療が必要
- ③母親に心身の不調や疾患があり、治療が必要(医師に産後ケアの利用が可能と判断された場合はこの限りではありません)



申請方法

利用には事前申請が必要です。妊娠32週から申請できます。

詳しくは、裏面およびホームページをご確認ください。

※申請後、利用決定および利用券送付までは1週間程度かかります。



仙台市 産後ケア

産後ケア事業の種類

	宿泊型	デイサービス型		訪問型	
利用時間	1泊2日から	2時間型	6時間型	2時間型	4時間型
利用料金	5,500円/日	1,000円/回	3,200円/回	2,000円/回	3,800円/回
上限回数	最大7日	最大7回		最大7回	

※非課税世帯・生活保護世帯は利用料金が免除されます。
※多胎児の場合は上限回数がいずれも最大10日(回)です。

ケアの内容

- * 沐浴などの基本的な育児手技の練習
- * おっぱいのケア、授乳の練習
- * 赤ちゃんの健康状態の確認(体重や排泄、月齢ごとの育ちの確認)
- * 疑問や不安についての相談
- * 休息をとるためのお手伝い など

利用の流れ

1 利用申請



妊娠32週から申請できます。

お住まいの区の区役所・総合支所に
お申し込みください。

※利用決定まで1週間程度
かかりますので早めに
申請してください。



こちらから
電子申請が可能です▶

2 利用決定



区役所から
「産後ケア事業利用券」
が送付されます。

3 予約と利用



- * ホームページの「実施施設・助産師一覧」を参照し、希望する施設等に直接利用の予約をしてください。
※予約時に必要な持ち物やケアの内容などを確認してください。
- * 利用当日は、「産後ケア事業利用券」を忘れずにご持参ください。
- * 利用料金は直接施設にお支払いください。
- * 利用後には、ホームページよりアンケートの回答にご協力ください。

タイムスケジュールの例

※希望するケアの内容や時間等は施設により異なります。実施施設または訪問助産師に事前にご確認ください。

デイサービス型(6時間)の場合



産後は「忙しくて当たり前、眠れなくて当たり前」と思っており、はじめは産後ケアの利用を迷っていましたが、利用して本当によかったです。1日ゆっくり過ごせるだけでも気持ちに余裕が生まれました。(宿泊型利用者)

悩みがあり、インターネットを見て一人で悶々とするよりも、プロに実際にみてもらって相談した方がすっきりします。(宿泊型利用者)

利用者からのメッセージ

気づかないうちに心も身体も頑張っていたと、今日お休み時間をいただいて気づきました。今しかない、こどもとの大切な時間を有意義にするためにも、ぜひ利用してみたいです。(デイサービス型利用者)

こどもを連れて外出するだけで大変なので、自宅で相談ができるというのは本当にありがたかったです。(訪問型利用者)

利用申請・問い合わせ先

青葉区家庭健康課 (代)022-225-7211	青葉区宮城総合支所保健福祉課 (代)022-392-2111
宮城野区家庭健康課 (代)022-291-2111	若林区家庭健康課 (代)022-282-1111
太白区家庭健康課 (代)022-247-1111	太白区秋保総合支所保健福祉課 (代)022-399-2111
泉区家庭健康課 (代)022-372-3111	

お住まいのある区の区役所・総合支所へご連絡ください。
(土日祝日・年末年始は閉庁)